

始



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
15 20 1 2 3 4 5

大正十四年十一月一日 於市立名古屋圖書館

市立名古屋圖書館第四回講演集

法律書としての舊約全書 東京帝國大學法學部教授法學博士穂積重遠氏

法律書としての舊約全書

法 學 博 士

穗 積 重 遠

今日斯う言ふ意義の深い御催しに當り諸君に御目にかかる事を仕合せと存じます。

今日は讀書週間の御催しで御座いますから何か書物の話を申し上げねば具合が悪くからうど考へたのであります。然し又一方に於ては私は法律を勉強して居りますから矢張り何か専門の法律の事を申し上げねば具合が悪いし、さればと言つて法律の書物と言ふものは何うも實に堅苦しいものになりがちであつて、その法律の書物の事を申した處が一般に興味を惹く事が少ないだらうと段々考へた末が今日諸君の御承知のバイブル即ち聖書。その内の舊約全書に就てお話ししたいと思ひ附いたのであります舊約全書は申すまでもなくキリスト教の教典であります。それを宗教的に讀ます法律的に讀んだなれば何んなものになるか、そう言ふ読み方をするのは甚だ勿体ない事であるかも知れませんが、然し書物と言ふものは又色々の方面から讀むので益々書物

發行所寄贈本

大正
15.5.6.
寄贈

の値打が出来るのであらうと思ひます故、一つバイブルを側面から讀んで見たお話を致して見たいと思ふのであります。

私は元來舊約全書と言ふものに興味をもつてゐましてそう言ふ意味で舊約全書を讀んで見たのであります。實は此のお話も今日初めて致すのではありません。嘗て東京キリスト教青年會館で恰度八日に亘つて大膽千萬の事であります。キリスト教の方々の前に於て舊約全書の講義をした事があります。で今日同様の演題の許に申し上げる次第でありますから、申述べ度い事は隨分澤山材料がありますから、興へられたる時間の範圍内に於て極く一通りの事を申したいと思ふのであります。

ませんから、既に預期する事か譲りとなり得ると言ふ事だけに願いたいと思ふのであります。

的の色彩が濃厚である様に思はれます。色々の宗教の教典は夫々趣きが變つてゐませうが先づ私の知つてゐる範圍では、舊約全書とコーランなどは法律的色彩が余程強いものではなからうかと思ふのであります。

そこで舊約全書を通して舊約全書に現れたる民族、即ちイスラエル民族又はユダヤの法律と言ふものを見る事が出来はしまいかと思ふのであります。只だそれを本當に學問的に研究する爲には、先づ第一に舊約全書と言ふものは、何う言ふものを何時誰が書いたもので何れ丈け信頼するに足るのであるかと言ふ事に依つて此の舊約全書其もの、證索をせねばなりません。舊約全書の初に現はれてゐる一番主要の人物はモーゼであります。舊約全書はこのモーゼその人が書いたのでは恐らくないであります。し、又一人が一度に書いたものでもないであります。段々時代を追つて出來たものであります。この舊約全書が成立するまでには多少の時日を要して居ります。

従つてその時代の記録として、何れ丈けの值打があるかと言ふ事を、證索せねばならぬのであります。その方の證索を始めるに、その方で時間を取られますし、又私自身もその方の證索は充分と言へませんから、今日はその根本問題は先づ預かりにして、その根本問題に就きましては色々の著書もあらうと思ふが、一番手近かである程度以上信頼する事が出来ると思ふものは、世界聖典全集中の石橋博士の舊約全書解題

であります。それを御覽になれば詳しく解るだらうと思ふ。でそう言ふ事はその道の専門家の研究に譲りまして、兎に角舊約全書と言ふものを讀んでみまして、それに斯う現はれて出て来る。之は確かなものであると言ふ前提の下に、それに現はれて来るユダヤ人の生活、イスラエル民族の法律と言ふものを見たいのであります。舊約全書の中に現はれる法律の部分は日本譯の舊約全書には法律の反対に律法と書いて掟と讀ませてある。その掟が後世の法律に當る。之をモーゼの掟と言ふのであります。此の掟は非常に重きをなしてゐるのであります。（モーゼが神の掟そのものをユダヤ民族に残したと言ふ事で）全体モーゼは何時頃の人であらうかと言ふ事も大分問題であります。が、先づ大体紀元前千五百年前から千二百年頃の人であらうと思はれます。

兎に角今から三四千年前の古い時代に、そのモーゼが作つた掟、もつと正確に言ひますと、モーゼが神から授かつた掟と言ふものが存して居て、それが即ちイスラエル民族の法律となつて居たのであります。

舊約全書と言ふものの宗教上の値打と言ふ事に就ても又色々の説がありませうが、

兎に角舊約全書の教と言ふものはキリスト教の一一番の根本で、キリストが出られて更にそのユダヤの教を改め直して説かれた、それが新約全書に現はれて居るのであります。その新約全書に現はれたる處を見ますと、キリスト自身も矢張り元のユダヤの教たる舊約全書の教を普及し敷衍して行く趣意で教へておかれた様に見えるのであります。決して舊約全書の教を破つて自分が新説を樹てると言ふ態度ではない。そういう事は新約全書の方々に現はれてゐる。その明白なものは、

馬太傳第五章の十七、十八條に、「十七われ律法と豫言者を廢る爲に來れりと言ふ勿れ、われ來て之を廢るに非す、成就せん爲なり。十八われ誠に爾曹に告ん、天地の盡きざる中に律法の一点一畫も遂つくさずして廢る事なし。」

と、キリストは言つて居ります。已れは舊約全書の掟を破り、又舊約全書の豫言者が言つた事を覆へす爲に此の世に出たのではないのである。寧ろその掟を成就する爲に舊約全書を完全のものにせん爲に出て來たのである。天地の盡きざる間、一点一畫も廢たるものではない。之は成就せらるべきものである。モーゼの言つた事をもつと完

全にする爲に、自分が出て來たのであるヨリキストも言つてゐる。故に新約の教への根本は矢張り舊約全書でありまして、其新約全書は西洋諸國の法律制度等に直接影響を及してゐるのであります。従つて近世の歐洲諸國の法律には一般に於て矢張り舊約思想と言ふものがあります。勿論夫丈けではない。ギリシャ、ローマの思想が現はれて居る点もありますが、一方舊約の思想は今日の西洋諸國の法律の根本を爲して居るのであります。その西洋の法律は日本にも影響してゐるのでありますから、舊約全書と言ふものは日本の法律と言ふものに万更ら關係のない事ではない。同時にそこには系統を尋ねる事が出来る。斯ふ言ふ様に兎に角キリストは舊約全書の教を完成する事が其使命の一つであつたと言へる。それは馬太傳第五章三一、或は同十九章の三以後を見ますと離婚の事に關する教があります。之はキリストが「離婚はすべきものではないぞ」と言つて教へられた處、パリサイの人が、お前は離婚をしてはいけないと始終言つてゐるが、モーゼは離婚しても宜いと言つてゐるではないか。離縁狀を妻に出してからなら差支ないと詰つてゐるではないか、と詰つた。成程

申命記第二十四章の一一番始めに「人妻を取てこれを娶れる後恥べき所のこれにあるを見てこれを好まずなりたらば離縁状を書いてこれが手に交しこれをその家より出すべし」

と言ふ事が書ゝれてあります。それを捕まへて、お前は離婚はいけないと言ふが、モーゼは宜いと言つてゐるではないか、とキリストに突込んだ。するとキリスト答へて曰く。成程モーゼは離縁状を書いて妻に與へた上なら離婚して宜いと言つたが、それはモーゼの本意ではない。一般の人間は人情の薄いものであるから、舊約全書の時代に離婚はいけないと言つても實行は出來ぬから己むを得ず許されてゐるが、元來はそうあるものではない。とキリストは言つて居ります。此の邊はキリストが前のユダヤの教、即離婚しても宜いと言ふ教にすつかり反対して之をすべきものではないと言つて新らしい教を樹てられたのであります。之も矢張りモーゼの本意であります。即離婚を許したのはモーゼの本意ではなかつたのだから、モーゼの本意に戻してやらうと言ふ處はキリストの偉大なる處であらうと思ふ。要するに新約全書の教も結局舊約

全書から出發してゐると言ふ事が出來ると考へられるのであります。そう言ふ意味に於て舊約全書の教と言ふものは非常にキリストに影響を及ぼし、従つて西洋諸國の法律制度に影響を及ぼしてゐると言ひ得るのであります。

そこで先づ舊約全書の掟と言ふものは何うして出來たかと言ふ事を舊約全書の中から搜して見ると、茲は有名の事柄であります。モーゼが神から掟を授かつた、即モーゼがイスラエル民族を引率れエシプロトから逃げて三ヶ月目にシナイの野に落附くと、彼のシナイ山に上つて此の山の上で天啓を受け、神の示しを受けた。つまり神からその法律を授けて頂いたのだと言ふ事が、出埃及記の十九章以下に出て居ります。殊に十九章及び二十章にエホバ神がシナイ山に降り、而してモーゼを召して諸種の掟を授げた事が詳しく書き記されて居ります。

同じく二十四章の二には「モーゼ一人エホバに近づくべし、彼等は近よるべからず又民もかれともに上の可からず」とあります。即ちモーゼ一人だけ上つて來い。他の人達はうかく上つて來てはいけ

ない。と云ふ事で、モーゼ一人だけ上つて而してエホバ神の示しを受けた譯であります。次に

出埃及記三十一章の十八に「エホバシナイ山にてモーゼに語ることを終へたまひし時、律法の板二枚をモーゼに賜ふ、是は石の板にして神の手をもて書したまひし者なり」

とあります。即エホバ神がモーゼにいろいろの事を授けられた末に、此の掻の板にエホバ神が指で以つてその律法を書き記して下さつた。この掻の板に書き記して下さつたと言ふ事は法律發達の歴史上から見て頗る面白い事であります。それらの事が非常に詳しく書いてあります。又一度石の板に律法を指で以つて書き記して頂いて山から下つて來たら、モーゼが四十日も山に籠つて居つたのでありますから、下で待つてゐた連中は退屈して、外の神様を祈つてゐた。そこでモーゼは大變怒つて其石の板を叩き付けて壊した。それ故神に詫びてもう一度書いて頂いて來ると言ふ事が詳しく三十二章の中に書いてあります。それから

三十四章の初めの處に於て「茲にエホバ神モーゼに言ひ給ひけるは汝石の板二枚を前の如くに研て作れ、汝が碎きし彼の前の板にありし言を我その板に書さん」

とあります。斯う言ふ風に二度の教へを受けて四十日も山の上に居て、而して石の板に十誠を書いて頂いて來た。此の十誠と言ふものは、之はユダヤ人の法律から言へばユダヤ人の憲法であります。此の十誠を詳細に研究して見ると非常に面白い。十誠は宗教の教であると同時に立派な法律で、あの中には憲法も民法も刑法も後世の所謂法律の一般根本觀念が入つてゐる所であります。汝等は外の神を拜んではいけないと書いてあります。日本の憲法で申せば萬世一系の天皇陛下が日本を統治せられる事だから其外の統治者を汝望む勿れ、志す勿れ、と云ふ意味であります。其他刑法、民法所有權問題等の根本觀念は悉くそこに含まれてある。故に此の十誠はユダヤの憲法と言つても差支ない。その憲法を石のいたに彫りつけて下さつたと言ふ事であります。而してその石のいたに彫りつけて下さつたのは、それは根本の憲法丈けであります。その外にエホバ神が色々細かな法律をモーゼに授けられた。それをモーゼが筆記して

來たのであります。その事が之らに詳しく述べてあります。

根本の憲法はエホバ神が、その外の細則はモーゼがエホバ神に言はれて之を筆記したのであります。そこでモーゼが四十日四十夜山に居つてエホバ神から非常に詳しく法律を授つて下りて来て人民に斯う言ふ様にせねばならぬと言つて教へた、と言ふ事が舊約全書に出て居ります。之らは法律の方面から考へると頗る面白い事があるのであります。此の舊約全書を見ましても初めてその時にエホバ神から法律をお授けになつたのであると書いてありますけれども、法律の發達の歴史から見ると、そ、う言ふ事は一寸信じられないのです。法律と言ふものはそんなに一時に神から授つて出来上ると言ふ様な性質のものではない。どうしても段々と色々の事が積り積つて出来上つたものに相違ないのであります。然し諸國の昔の歴史を見ると、神から一時に法律を授かつて、神の御告で法律を得たと言ふ事は色々の國の民族の古い歴史にあります。

此のモーゼがエホバ神から法律を授かつたのも其一つの例であります。かう言ふ事

を法律家の頭丈けで考へる事は或は悪い事かも知れませんが、そう言ふ方面から考へるとモーゼは勿論非常に偉い人で、何うしても人民を引率れて行くには何か纏つた規則がなければいかん。と言ふ事に気がついて、それまで自然に發達して來た色々の規則。モーゼが聞いた外國の法律等をすつかり纏めて取捨選擇して一つの法典を編纂して、而してそれを人民に授けたのであるが、然し己れが書いたのだと言ふのでは効果が少ないから、神から授かつたと言ふて人民に授けたのではないかと、斯様に疑はれるのであります。勿論當時のモーゼとしては本當に神の御示しを受けたその感激に依り、それを作つたつもりなのであろうけれども、モーゼの頭には既に色々の宗教や外國の制度が入つて居つて、それが神の告げとなつて現はれたのではなかろうかと言ふ氣持ちがする。と言ふのは此の例は他の法律にも能く見るからであります。夫故此十诫も神から法律を授かつたと言ふ一つの面白い法律發達の例であります。

此の舊約全書に書いてある處ではモーゼがシナイ山に上つた時に初めて神から法律を授かつて以來ユダヤ民族の法律が出來た様であるが事實はそうではない。その以前

からユダヤ人の間に何うも法律と言ふものがあつたに相違ないのであります。即ち今申し上げました通りモーゼはシナイ山の上でエホバ神から掲を授かつた事は二十章及び十九章の下に出て居りますが、その前に、即ちモーゼがユダヤ民族を引つれてシナイ山の麓まで行かない前に、既にモーゼは法律に依つて裁判をしてゐるのでありますと言ふのは同十八章の十三、十六あたりを見ると斯う言ふ事が書いてあります。

「次ぎの日に到りてモーゼ坐して民を審判しが、民は朝より夕までモーゼの傍に立入り。モーゼの外舅モーゼの凡て民に爲ごころを見て言けるは、汝が民になす此の事は何なるや、何故に汝は一人坐しをりて民朝より夕まで汝の傍にたつや。モーゼその外舅に言けるは民神に問はんとて我に來るなり。彼等事ある時は我に來れば我此と彼とを審判きて神の法度と律法を知らしむモーゼの舅之に言ひけるに汝の爲す處よからず」と

つまりモーゼが座つてゐると人民達はその圍りに寄り集つて色々の事を聞きに来る。非常にモーゼは忙がしさうであります。そこで舅がその有様を見て言ひますのには、

お前は何をしてゐるのであるか。人民が朝から晩まで側に立つてゐるのに何をしてゐるのか。モーゼ答曰、彼等は神の御示しを聞きたいで私の處へ來るのである。それ故色々説明して裁きをして神の詔、掲を知らせて居るのである。法律と言ふ字は既に茲に出て來てゐる。神の規則には斯うなつてゐると言ふ事を知らせるのであると云ふ事はシナイ山に上つて神の法律を受けて之を人民に授けると類似の思ひがする。神の法律と言ふものは、それ故斯の如く前からあつてモーゼがそれを以て既に裁判をしてゐるのであります。それで斯様に急がしいのでありますと、モーゼが云ふと舅の言ひますには、それは何うもやり方がうまくない。そんなにお前一人でやつてゐてはお前の精力が衰へる。又人民達も待ち勞れて仕舞ふ。御前一人でやるのはいけない。矢張りもう少し制度を樹てないといけない。それには先づ人民達の中から本當に賢くて、眞實を重んじる公明正大の男を選んで千人の司とか五百人の司とか百人の司とか五十人の司とか十人の司とか五人の司とか段階的に役目を定めて人民の訴へを判かしめるが

宜い。然る時には先づそれらの下役に訴へさせ、それを裁ける者は裁く、その人達では間に合はぬものは段々上へ持つて来て、結局大事丈けはお前自身が裁判をする様にしたら宜からうと教へます。なるほどと言つてそう言ふ様にしたと云ふ事が書いてあります。

恰度今で申しますと裁判所に區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四つの階段があつて段々と裁判をして行くと言ふ様な制度であります。かかる事實が既にモーゼがシナイ山に上の前にあるのであります。そこで此の事の私共に取つて特に面白いのは一体此の法律と言ふものと裁判と言ふものは何方に附屬せるものか、何方が先きに出来たものかと言ふ問題であります。今日吾々が考へると勿論法律が先きの様であります。その法律に依つて動き、その法律に當嵌てる處が裁判所であります。法律に當嵌める結果法律あつての裁判所、法律が先づ出來て裁判所が出来るのだと言ふ風にせねばならぬのであります。又同じ法律の中にも民法、刑法の如き根本の原則的の法律即ち實体法に對して民事訴訟法、刑事訴訟法の如き之が手續法は如何なる關係にあ

るかと言ふと勿論此の實体法が根本で法律を作る時も民法を作りそれから民事訴訟法を作ると言ふ様な順序で今ならばやるのであります。處が法律の歴史に遡つて見ると全く順序が逆になつて手續法が先きへ出來るのであります。大抵の手續法は元きへ發達して後で段々實体法が出來る。先づ裁判所の制度が發達してそれから後に色々の法律が發達するのが何うも一般の順序の様であります。

假令は現在殘つて居る法律の中先づ昔のもので模範的のものはローマの法律であります。その一番代表的のものはローマの十二銅表であります。即ち十二の銅板に法律を書いてローマ政廳の前に掲げた此の十二銅表の法律がローマ法の一番根本の法律であります。その一番初めに何が出てゐるかと言ふと、法廷呼び出しの規則。つまり法廷に於て呼び出す時の規則と言ふものが出てゐます。それから徳川幕府の根本の法律である御定書百ヶ條の一番初めの第一條に何が書いてあるかと言ふと、目安裏書の事、即ち訴狀の書き方の事であります。此の訴狀と言ふ事が先づあつてそれから段々法律が出來る。先づ訴狀があるとその上に立つ人、裁判官がそれを適當に裁く、その時は

まだ法律と言ふ程のものではなくても或は宗教的の信念に基づき、又は風俗習慣に據つて裁判する。それが積り積つて法律になるのが先づ普通の法律の順序であります。即ち裁判の方が法律より先きであります。その方が先づなつてそれから段々法律が出来るのであります。此順序が舊約全書に何うもよく現はれてゐる様であります。即ち斯うやつてイスラエル民族を引率れてゐる中互ひの間に色々の問題が起り争ひが起るそれを引き連れ乍裁いてゐる。それは一人の手では足らぬ。それで勇の力により大勢の手傳ひを作つて裁判をした。そうやつて裁判をしてゐる内に出来た規則。斯う言ふ場合には斯うすると言ふ事をハツキリさせたい。それには何か纏めてちやんと書いて置きたい。そうすればそれが今後の規則となつて一々争ひをしなくとも済むので誠に經濟につくのであります。

それから愈々神が書いて下さつたと言つて見せたのは自分一人で編纂したものとして公開すべきでないと神に祈つて神の告げを受けたと言ふ氣持ちでそれを書いて頒布した事を言つたものであります。斯う言ふ様な法律發達の順序が舊約全書に書いて

ある處を讀むと何うも能く判るのであります。只モーゼが法典編纂に當つて参考としたらしく思はれるのは、訴状丈けでなしに舊約全書に現はれた法律の又その以前の法律があるのであります。それはバビロンの法律、ハンムラビー王の法律と言ふものであります。此法律は千九百〇四年にフランスの考古學者ジョセフ・ド・モルガンがペルシヤの古都スサに於て發掘した石柱にバビロンの法律が楔型の文字で細かに入つてゐる事を發見してから世に知られたものであります。このバビロンの法典はモーゼの法律より何年も前に出來たものであります。

そこでモーゼより約七百五十年程も前に出來て居たそのバビロンの法律と舊約全書の法律と較べて見ると、その間に能く似てゐる處が澤山あります。それで恐らくモーゼはバビロンの法典も知つて居つたか、少くともその事を段々聞傳へて居つたものであるらしい。そのバビロンの法典が頭にあつて是に實際の裁判をした経験を交せてユダヤ人の爲の法律をモーゼが作つて、それを神の告げだと言つて人民に授けたのであります。勿論舊約全書に現はれてゐる處ではシナイ山の上で授かつた事になつて居

ますが、非常に澤山の事柄を規定してありましてその時一時に出来上つたものではなかろうと思ふ。其後のものでもその時授かつたと言ふ事にしたものが大分あらうと思ふ。兎に角法律と言ふものが出来上る始めの有様が出埃及記を読むと大變に能く判るのであります。

更にもう一つ舊約全書に現はれてゐる事柄で裁判と言ふものから法律が出来て来る事實、即ち裁判の結果法律が出来たと言ふ事を示す一つの制度があります。夫は舊約全書の中には方々に、その一々の場所を讀むのは煩に耐えませんけれど、例へば出埃及記二十一章の十二から二十四まで、申命記四章の四十一から四十三、申命記十九章の二から七、十一、十二、民數紀略三十五章六、九から三十二、約書亞記二十章等にのがれの町の制度と言ふ事を記して居ります。日本譯聖書には逃遁邑、即ち逃げ遁がれる村とあります。之を逃れの町と言ふのであります。此ののがれの町と言ふ者は非常に面白い制度であります。之は何う言ふ制度かと言ふと今舉げた箇所に非常に詳く書いてあります。モーゼが此のユダヤ人の住むべき場所の内、適當の距離をおいて

六つの地域を劃して之丈けをのがれの町と定めた。それは何の爲であるかと言ふと、敵討をのがれる場所であります。敵討と言ふ事は之は法律と密接の關係があります。法律の一つの起りは敵討だと言つても宜い位いであります。大昔秩序が充分に整はず法律も一向厳格に行はれない時代に社會の秩序を維持する一つの有力の方法は敵討ちと言ふ方法であります。で向ふの部落の者が此方の部落の人を殺したならば此方も向ふに押しかけて行つて牛を殺し、向ふが牛を盗んだり羊を盗んだりしたら此方も向ふのした事丈け仕返しをするのであります。

個人々々の間にも部落の間にもそう言ふ事をやつたら益々秩序が紊れる様になるであらふと考へられます、一方から言へば相手が害を與へれば此方も夫と同程度の害を與へる。此の復讐と言ふ事は大昔におきまして秩序を維持する上に非常に大事の方法であつたらしい。その敵討と言ふ事を初めの内はお互ひ同志がやつてゐたのであるが、段々世の中が發達して來ると何うも余り亂用されは秩序維持に害があるからと言ふので遂に制限する様になつた。即ち國家が法律で換言すれば國の中心勢力に依つ

て、敵討を制限する様になつたのであります。此の敵討は非常に日本では材料が澤山あります。日本では御承知の通り敵討は日本の一つの名物と言つても宜い位いで日本の芝居を見ると一番有名なのは忠臣蔵、それから曾我の敵討等でその外日本では敵討の材料が澤山ありますがそれ等を段々調べると色々面白い事があろうと思ふが、我國に於ても後世になるに従つて段々敵討を制限する様になつた。敵討は結構な事であるけれども共然し敵討をするには必ず届けねばならぬ。武士が親を殺されたら必ず敵討に出かけねばならぬ。敵討に出かける時にはちゃんと届けを出して許可を貰つて出かけねばならぬ。而して敵に出逢つてもその場で直ぐ討つてはいけない。

先づ奉行か殿様に願ひを出し竹矢來を圍らし役人立合の上でやらねばならない。或は敵討をするのに所謂又敵と言ふ事があつて工藤祐經が曾我兄弟の親を殺した。そこで曾我の兄弟が工藤を殺す。そこまでは宜いが工藤の子が又敵を討つと言ふ様になつては何時まで経つても果てしがつかぬ、そう言ふ二重の敵討と言ふ事は許されぬ。即ち又敵は討つ事が出来ないと言ふ風に色々敵討に就ても制限せられる様になるのであり

ます。その内に全体お互ひに敵を討つと言ふ事は宜くないから親が殺されたら國家が敵を討つてやるが宜いと考へる様になつた。それでお上で捕へる、そして捕へたら首を斬る場合に太刀取りの役を殺された者の子供にさしてやると言ふ處まで進んで来るが、その内にそんな事もさせない國家の役人が首を斬る、只殺された者の遺族はそれを訴へて捕まへて貰ふ事が出来る。それで捕まへる事も殺す事も國家の仕事となつた。しかもそれは殺された者の子供が殺す代に敵を討つてやると言ふ譯ではない。訴へがあらうがなかろうが國家の方で進んで犯人を詮索して處罰するのであります。

斯様に段々と敵討を制限する。それから敵討は國家が代つてする様になり法律が発達する。それから刑法、刑事訴訟法も発達し民法にも損害賠償等敵討の制度が出来来る。是は敵討に會ふ可き處を金を出すから許されると言ふ事で即ち損害賠償の制度に當るのであります。

それ故敵討を段々制限するのは法律發達の順序でそれに就て日本で特に注目すべき事は明治三年であつたかと思ふが、彼の江藤新平は御承知の通り謀叛人として甚だ悲

惨な最後を遂げた人であります。然し江藤は明治の法律に就ては非常な恩人であります。江藤がした仕事は色々あります、その内の一つの敵討に關係した事柄は明治初年に江藤が敵討を嚴戒して假令親の敵であろうとも人を殺せば人殺しである。親の敵を討つたからと言つて許す譯にはいかぬ。親の敵を討つたら又その人を殺すと言ふ布令を出した。敵討を非常に重んじてゐる我國で且つ幕末近い明治の始にはそう言ふ氣分が抜けぬ處に斷然とそう言ふ布令を出したのは實に英斷と言ふべきであります。その布令でもつてお互ひ個人同志で相手を罰する事は許すべからず。之は國家の司法権を侵害する怪しからぬ者だと言ふ事を明言してゐるであります。

兎に角敵討を制限すると言ふのは法律發達の一つの筋道であります、先程言つた舊約全書に現はれてゐるのがれの町の制度がそれでありまして、一つの敵討制限の制度であります。是はモーゼが偶然に作ったのではない。そう言ふ制度が自然に發達して來て居つたから纏めて一つの制度を建てたものと思ふ。即ち親が殺された以上は追つ駆けてその敵を殺すは至極尤もであります。然し人を殺したのにも色々の理由があ

ります。本當にそれを殺そうと思つて故意にやつたのならば勿論悪いけれども、假令は樹を伐つてゐた處が手が外れて斧が落ちて下に休んでゐた人の頭に的つて遂に殺したそれは殺された息子の方から言ひますと親を殺された点は同じでありますから非常に腹が立つて感情に激して親の敵を追つ駆けて來るであろう。殺した方から言ひますと全く過失である。それで敵を討たれては非常に氣の毒でありますが、然し子供の方から言ひますとそれでも敵が討らたいと言つて追つ駆るのも無理はない事であります。兎に角左様な事情で追つ駆けられたる場合にのがれの町へ逃げ込むのであります。假令は名古屋ならば鶴舞公園の一廓丈けはのがれの町と言ふ事にしてある。そこへ逃げ込まれては如何とも仕方がない。兎に角此處へ逃げ込んだら追つ駆けて來た者は其中へ勝手に入つてはいけない。その公園の入口に止まらねばならぬ。而してそこへのがれの町の長老が出て一体何う言ふ譯で追駆けて來たと曾我兄弟に尋ねると、私の親を工藤が殺したからそれで追つ駆て來たのですと言ふ。それから逃げ込んだ者に訊くと

決して私は殺した譯ではない、それは外の人が殺した。いや／＼工藤が殺した直接手を下してゐなくとも工藤が腹心に命して殺したと言ふ。そこで充分両方の者に言はして、それから村の長老が判断して、なる程曾我兄弟の言ふ方が尤もだ工藤は怪しからぬと言ふ事に定まれば工藤を捕まへて公園の外へ追ひ出す。それを待ち受けて敵を討つ。そこで曾我兄弟の言ふ事が無理で工藤の言ふ事が慥かならば曾我兄弟の方を追返す。お前はさう言ふが工藤は決して敵ではないから追つ駆てはいけないと言つて追ひ返し、ほとぼりのさめるまで此の村に隠まつておくと言ふのがのれの町の制度であります。その事が詳しく書いてあります。そう言ふ形式で段々裁判制度が出来上つて来る。昔の裁判官は特別の妙技は要さない。村の長老が裁判官となつて居ります。それで始め裁判する時には別に法律がある譯ではないから常識で判断して此方の考への儘で裁きをするのであります。

そうやつてゐる内に段々と裁判する人も長老丈けではやり切れぬから専門家の裁判官が出来る様になり、その規則も定つて來、のがれの町に關する規則も段々と定つて

来て、何う言ふ場合には敵を討つても宜いとか、何う言ふ場合には討つてはならぬものとか言ふ事が色々書いてあります。假令ば同じ人を殺したのでも人を殺す爲に出来てゐる刀を以つて殺したのと木の棒が的つて死んだ場合は差別があつてその者の性質上人殺しをする様なものではない。細い棒で打つた處で死に相ではない。然しその棒で死んだのは的處が悪いのであつて殺す爲にやつたのではない。過ちで殺したのであるから敵討すべきものではないと言ふ様な工合に定めてあるのであります。

故に故殺、謀殺、過失と言ふ區別が段々ハツキリ判るのであります。それ故そう言ふ程度の人殺しならば死刑に處すべきものではないと言ふのがのがれの町の制度で定まるのであります。その筋道は舊約全書を讀むと非常にハツキリ判る。此ののがれの町の制度は非常に面白い。之に現はれた法律思想と同様の事はユダヤ人ののがれの町丈けではない。外の民族の間にも色々の事があります。此ののがれの町式制度丈けでも纏めて調べたならば面白い事があると思つてゐますが未だそこまで調べて居ません只私の調べた同一つの制度は我國の縁切寺の事であります。徳川幕府の時代に夫婦の

間が具合が悪くなつて夫が妻を追ひ出す事になると三下り半の離縁状を書いて妻を追ひ出す事が出来るが妻の方から離婚を請求する事は法律上出来ない。夫がいくら亂暴しても妻の方から出て行くと言ふ事は出来ない。道德上又妻の方から言ひ出すべきものではない。そう言ふ様な道徳觀念は徳川時代の淨瑠璃が能く示してゐます。假令ば三勝半七のおそのを見ますと何んなに亭干が道樂しても妻から出て行くと言ふ事は出来ぬ。宗嚴そうげんがやつて来て「おそのを連れて歸つたが之は宗嚴一生の仕損さしこんないだ」と言つて詫びて居るのであります。夫に何んな亂暴をされても女の方から離婚を請求する事は出来ぬ。即ち場合に依つては隨分氣の毒な事があります。夫が虐待しても出る譯にはいかず、因つてゐる時にその人を救濟する方法として縁切寺と言ふ寺に逃げ込むそこに三年居れば夫婦の縁が切れる。之は妻の爲ののがれの町と言ふ様な事になつてゐるのであります。此の事は私は多少詳しく調べて色々の書物に書いてありますから詳しい事は申しませんが之なども全くユダヤ人ののがれの町と同じ事であります。此の縁切寺と言ふのは有名なもので鎌倉の東慶寺及び群馬縣の徳川家の菩提寺なる萬德

寺じなどがそれである。之らの記録等を調べると非常にユダヤ人ののがれの町と能く似てゐる。矢張り女が逃げ込むとその寺の僧侶が夫を呼び出し、それから女を呼び出す双方の言ひ分を能く訊いた上に之は分れる方が宜いとか、又は之は一緒にした方が宜いとか判断する。そして女を諭して返す。斯様に色々判断して何うしても判断がつかぬ場合には規則通り三年間寺に置いて夫婦の縁を切らすのでありますが、實はそこまでいかない前に女がかけ込んだのを機會にそこで裁判する、寺が一種の離婚裁判所と言ふ様な形になるのであります。そう言ふ様な事柄が非常にユダヤ人ののがれの町と能く似てゐると思ふ。斯様な譯で此ののがれの町の制度なども法律家の眼から見ると舊約全書の中に現はれる非常に宜い法律材料であります。

其他モーゼがエホバ神から授かつたと言ふ法律規則は非常に範圍が廣いのであります。即ち色々の部分に亘つてゐる今日の民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の如き實に種々様々の事柄に及んで居るのでそれを一々申し上げてゐる暇がありませんから主として財産關係の事をお話ししたい。身分關係、親子關係、夫婦關係など色々ありま

すが、その方は今日はおきまして財産關係の事を少し申し上げて見たいのであります
先づ財產關係の事に入る前に主從關係に就いて一寸述べて見度い。此雇主及雇人の
事は即ち今日の勞働問題にいくらか關係があります。此の主從關係の事は勿論その當
時奴隸制度が行はれて居つたのであります。然し奴隸以外の雇人もあります。そこ
で此の雇主と雇人の關係は、何う言ふ様になつてゐるかと言ふ事をお話します。假
令は

申命記二十四章の十四、十五に「憚める貧しき雇人は汝の兄弟にもあれ又は汝の地
にて汝の門の内に寄寓する他國の人にもあれ之を虐ぐべからず、當日にこれが値をは
らふべし、日の入るまで延すべからず、其は貧き者にてその心にこれを慕へばなり
恐らくは彼エホバに汝を訴ふるありて汝罪を獲ん」

とありまして雇人を日當で雇ふ時にはその賃銀をその日に拂はねばならぬ。何うせ人
に雇はれるのでありますから貧しい人である故にその日の生活にも困るのであるから
その日に賃銀も支拂はずに延ばすと言ふ事は非常に罪惡である。その賃銀を拂つてや

らない爲に恨んでエホバ神に訴へるごお前は神罰を受けるだらう……と言ふ譯であ
ります。之が今日の勞働問題の賃銀問題などと多少の關係があるので賃銀支拂の方法
は今日でも喧ましく言はれて居る事であります。又

利未記十九章の十三に「汝の隣の人を虐くべからず、またその物を奪ふべからず、
儲人の値を明朝まで汝の許に留めをくべからず」

とあります。それから又雇人の年期の事であります。方々で只今聞くと雇人の年期と
言ふ事は却々重大な問題であつて此の年期は永くて十年若しくは十五年の永い年期に
なるとその人を非常に束縛する事になるから年期の永い短かいと言ふ事は結局雇人と
奴隸との區別がある意味に於に出来るのであるから雇人と言ふものは年期を短かくせ
ねばならぬ。その短かい時間でお互ひに自由の時を與へねばならぬ。その自由のない
のは奴隸である。處がユダヤ人の制度は三年位いの短かい年期でやつてゐるのであり
ますが、現在我國の徒弟奉公に較べると却つて余程短かいのであります。それ等は余
程進んだ考への様に思ふ。此雇人の年期の問題などは非常に注目すべき事柄であ

ると思ふ。それから相續問題としましては一番大事なのは所有權の問題でありますけれど共ユダヤ人の一番大事にした所有物は申すまでもなく土地の所有權と言ふ事でこの問題が非常に澤山出て來たのであります。私は土地の所有權の問題を之は非常に面白いと思ふのであつて土地の所有權から惹いては私有財産と言ふものの根本の考へをなし吾々は一定の財産を持つてゐるのであります。財産を個人々々皆が持つてゐるのは果して正しい事であるか、之は今日では大問題であります。舊約全書に現はれてゐるユダヤ人は所有權の觀念が非常に強いと思つてゐるのであります。即ちユダヤ人は財產は何うして自分達が持つてゐるかと言ふ事に就いて斯う考へる。之は神から授つたものだと言ふ考へが非常に強いのであります。そう言ふ考へが方々に現はれてゐますが、假令ば

民數紀略二十六章の五十二から五十六までに「エホバ神モーゼに告げて宣はく、この人々にその名の數にしたがひて地を分ち與へてこれが產業となさしむべし、人衆には汝多くの產業を與へ、人寡きには少しの產業を與ふべし。即ちそのかぞへられ

し數にしたかひておのゝ產業を受べきなり、但しその地はくじをもて之を分ちそ
の父祖の支派の名にしたがひて之を獲べし。即らくじをもてその產業を人衆き者と
寡き者とに分つべきなり」

である。モーゼはユダヤ人を引率れて方々を彷徨つた。然し結局落着くべき處に落着いて愈々茲に永久に住むべき場所を得た。そこで又土地を分ける問題が起る。何うして土地を分けるかと言ふとそこで「^{くわ}闘引」で分けた。この闘引と言ふ事は今日の考へでは非常に輕い事ではあるが此の闘引と言ふ事は昔の人には大問題であります。そこで土地と言ふものは神の思召しを現はすので闘に當つたと言ふのは神がその場所をその人に與へて下さつと言ふ事で同じ土地を分けますにも考へ方に依つて神から授つた神が此の土地をお前に授けて下さつたと言ふ事に考へるのであります。そこで土地と言ふ根本の觀念は授かりもの神から授かつたものだと言ふ斯う言ふ事が根本の考へとなる。その闘で土地を分けたと言ふ事はまだ外にも色々の部分に現はれて來て居りますが、それは根本の考へであります。そこで此の土地と言ふもの又財產と言ふものは自分が神

から授かつたものであると斯う考へ従つて有難いと考へ神から斯う言ふ土地を授かつて非常に有難いと言ふ感謝の念、之等が所有權の根本觀念であり、財產の根本觀念であります。その結果としましては茲にもう少し申し度い事柄が起つて來るのであります。私は之は非常に今日の問題としても大事な問題であると思ふ。今日財產と言ふものに對し一方には各個人々々が財產を持つてゐると言ふ事は今日の社會組織の根本の大事な事としてあります。一方に私有財產制度と言ふ事は怪しからぬ。各々が財產をもつてゐる事は人類の社會生活に對して根本的道理が違ふ。それをやめろと叫ぶ色々の議論があります。細かい議論はおいて各々が財產を持つてゐるのは宜い。永年之間苦心して來たのであるから今更やめると言ふ事はない。又實際問題としてもやめる事は出來ぬ。今日の處私有財產制度は慥かに宜いものであるに相違ないが然し今の皆んなの考へ方は宜いか何うかと言ふ事も考へて見なければならない。即ち今の皆んなの財產と言ふものに對する考へ方は違つてはいないか。今の吾々は何うかすると此の財產は己れのもの少し金を儲けると己れが腕で造り上げたものだと言ふ。なる程そ

の人の腕と言ふものは慥かに財產を作り出すに能く働いたものに相違ない。働いたからこそそれ丈けの財產が出來たのである。けれ共然しその人にもう少し頤みて貰ひ度い。果して腕丈けでそんな財產が出來るであろうか、社會全体の人々は共同生活をして陰に陽に外の人を利用して自分の生活の安定を得、自分の財產を作つたり、又一方社會の設備を色々利用して、即ち鐵道或は郵便等を使つて自己の財產を増殖させる、成程郵便には三錢切手を貼り電信は電信料を拂ひ鐵道は鐵道の貨銀を拂つて利用するには相違ないが、一本の電信で以つて何萬圓の金を儲けたり、三錢切手を張つた郵便で以つて莫大の金を儲けたりするのは皆社會のお蔭である。つまり今日の社會のお蔭で國家社會を利用して國家社會の保護を受けて之丈けの財產を作つたのである。それを宗教的に考へれば結局神のお蔭で財產を作つたのであるから、もつと謙遜の心、感謝の念で以つて是に處して貰ひたいと思ふのであります。

夫故に之は國家社會から授かつたものである。或はもつと宗教的に考へるならば神から授かつた、佛から授かつたと言ふ考へを根本にして各々財產をもつてゐるならば

今日の私有財産制度の弊害と言はれる様な事は非常に少なくなるのではないかと思ふ。即ち皆財産を神や佛から授かつてゐる。それだから自分達もそのつもりでその財産を充分に利用し自らも益し外の人をも益す可きものであると考ふ可きものではないかと思ふ。それでないと始め神が授けられた思召しには適はぬ。即ち國家社會が自分に與へて保護して呉れる趣意に適はぬと言ふ事に氣がつくであろう。私有財産制度は一概に悪いと言ふ可きものではない。各々の心掛けの問題である。只自分勝手に己れのものは己れのものだと言ふ考へで私有財産制度を固守する事は間違つてゐる。然るにもつと嚴肅の心持ちになつて此の財産は自分のものではあるが結局國家社會の預かりものでつまり神佛からの授かりものであると言ふ考へで善用すると言ふ事になると大分事が變つて來はしないかと思ふ。兎に角ユダヤ人はそう言ふ考へで此の土地は神から授かつたものであると言ふ考へでありますから、その土地を耕して土地から利益を得るのも神の意に依るとしたものであつて今の人とは考へ方が違つてゐるのであります。そう言ふ点は假令ば

出埃及記廿三章十、十一に土地を休ませる事の規定があります。「汝六年の間汝の地に種播きその實を穫りいるべし、但し第七年にはこれを息ませて耕さずにおくべし。而して汝の民の貧しき者に食ふことを得せしめよ、其餘れる者は野の獸これを食はん、汝の葡萄園も橄欖園も斯のごとくなすべし」

恰度六日働いて日曜日は安息日であると同じ様に土地も六年耕して七年目に安息の年を作り農業は休むのであります。此事は殊に原始時代の農業に於ては非常に大事な事であつた。七年目に土地を休ませる。然し休ましてもそこには前に蒔いた種がこぼれてゐるから色々のものが生へるけれど共、その休みの年に生へたものは何う處分するかと言ふと、その時の収穫は貧しき者に之を與へると言ふのであります。之は全くお前が働いて種蒔いて耕したものではない。それ故お前丈ヶが食べるものではない。之は貧しき人に食べさせる若し又余りがあるならば後に鳥獸にも食はしてやろうと言ふのであります。更に利未記二十五章の四から七に矢張り同じ事があります。

「然ど第七年には地に安息をなさしむべし、是エホバにむかひてする安息なり。汝

その田野に種播くべからず、またその菓園の物を剪伐べからず、汝の穀物の自然生たる物を穫るべからず、また汝葡萄樹の修理なしに結べる葡萄をあつむべからず。是れ地の安息の年なればなり、安息の年の產物は汝らの食となるべし、即ち汝と汝の僕と汝の婢と汝の傭人と汝の所に寄寓れる他國の人ならびに、汝の家畜と汝の國の中の獸みなその產物をもつて食となすべし。」

次ぎに

利未記十九章の九から十に「汝その地の穀物をかる時には汝等その田畠の隅々まで盡く穫る可らず、亦汝の穀物の遺穗を拾ふべからず、また汝の菓樹園の菓を取つくすべからず、また汝菓樹園に落たる菓を歎むべからず、貧しき者と旅客のためにこれを遺しおくべし、我は汝らの神エホバなり。」

利未記二十三章の二十二に「汝等の地の穀物を穫るときは汝その穫るにのぞみて汝の田野の隅々までをことごとく穫つくすべからず、又汝の穀物の遺穗を拾ふべからず、これを貧しき者と旅客とに遺しおくべし、我は汝らの神エホバなり。」

申命記二十四章の十九から二十二までに同じく「汝等畠にて穀物をかる時若しその一束を田野に忘れおきたらば返りてこれを取るべからず、他國の人と孤子と寡婦とにこれを取すべし、然せば汝の神エホバ凡て汝が手に作るところの事に祝福を降したまはん、汝^穂攬を打落す時は再びその枝をさがすべからず、その遺れる者を他國の人と孤子と寡婦とに取すべし、また葡萄園の葡萄を摘むる時はその遺れる者を再びさがすべからず、他國の人と孤子と寡婦とにこれを取すべし、汝誌ゆべし汝はエジプトの國に奴隸たりしなり、是をもて我この事を爲せと汝に命す」

申命記二十三章二十四二十五にも「汝の隣りの葡萄畠に到る時汝意にまかせてその葡萄を飽まで食ふも宜し、然ど器の中に取入るべからず、また汝の鄰の麥圃にいたる時汝手にてその穗を摘食ふも宜し、然ど汝の鄰の麥圃に鎌をいるべからず」

申命記二十七章の十七に「その隣の地境ひを侵す者は呪はるべし、民みな對へてアメンといふべし」

申命記二十二章の八に「汝新らしき家を建る時はその屋蓋の周圍に欄杆を設くべし

是は人その上より墮てこれが血の汝の家に歸すること無からんためなり」

次に賣買に關する規定としては

利未記二十五章の十四に「汝の隣にものを賣り又は汝の鄰の手より物を買ふ時は汝らたがひに相欺むべからず」

次に度量衡に關する規定に就いては

申命記二十五章の十三から十六までに「汝の袋の中に一箇は大きく一箇は小さき二種の權衡石をいれおくべからず。汝の家に一箇は大きく一箇は小さき二種の升斗をおくべからず、唯十分なる公正き權衡を有すべくまた十分なる公正き升斗を有すべし然せば汝の神エホバの汝にたまふ地に汝の日永からん、凡て正しからざる事をなす者は汝の神エホバこれを憎みたまふなり」

利未記十九章の三十五、三十六にも「汝等裁きに於ても尺度に於ても秤子に於ても升斗に於ても不義をなすべからず。汝等公平き秤、公平き錘、公平きエバ、公平きヒンをもちふべし。我は汝らの神エホバ汝らをエジプトの國より導き出せし者なり」

次に遺失物に關する規定としては

申命記二十二章の一から三に「汝の兄弟の牛又は羊迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず、必ずかれを汝の兄弟にひきゆきて歸すべし。汝の兄弟もし汝に近からざるか又は汝かれを知らざる時はこれを汝の家にひきゆきて汝の許におき汝の兄弟の尋ねきたるによびて之を彼に還すべし。汝の兄弟の驢馬におけるも是のごとく爲しまた其衣服におけるも斯なすべし、凡て汝の兄弟の失ひたる遺失物を得たる時も汝かく爲すべし、之を見すてをくべからず」

出埃及記二十三章の四、五に「汝若し汝の敵の牛、あるひは驢馬の迷ひ去に遭ばかならずこれを牽てその人に歸すべし。汝もし汝を惡む者の驢馬のその負の下に仆れ臥すを見ば慎みてこれを遣てさるべからず。必ずこれを助けてその負を釋べし。」

次に金の貸借に關する規定に就いては

申命記十五章の一から九まで「七年の終に至るごとに汝放釋を行ふべし。その放釋の例は是のごとし凡てその鄰に貸すことを爲し、その貸主は之を放釋すべし、その

鄰まにはその兄弟にこれを督促べからず。是はエホバの放釋と稱へらるればなり。異國の人には汝これを督促ことを得、されど汝の兄弟に貸たる物は汝の手よりこれを放釋べし。斯せば汝らの中間に貧者なからん、其は汝の神エホバその汝に與へて產業となさしめたまふ地において大に汝を祝福たまふべければなり。只汝もし謹みて汝の神エホバの言に聽したがひ我が今日なんじに命するこの誠命を盡く守り行ふに於ては是のごとくなるべし。汝の神エホバ汝に言しごとく汝を祝福たまふべければ汝は衆多の國人に貸ることを得べし。然ぞ借ること有じまた汝衆多の國人を治めん然ぞ彼らは汝を治むることあらじ。汝の神エホバの汝に賜ふ地において若汝の兄弟の貧しき人汝の門の中におらばその貧しき兄弟にむかひて汝の心を剛復にする勿れまた汝の手を閉る勿れ。かならず汝の手をこれに開き必ずその要むる物をこれに貸あたへてこれが乏しきを補ふべし。汝慎め心に惡き念を起し第七年放釋の年近づけりと言て汝の貧しき兄弟に目をかけざる勿れ汝もし斯之に何をも與へずしてその人これがために汝をエホバに訴へなば汝罪を獲ん」

此金の貸借に關しては種々の規定がありますが、今日の貸借と言ふものは假令は事業の資本として借りると言ふ様な資金の融通の爲と言ふ様な意味が非常に強いが、ユダヤ民族の間に於ては單に寧ろ他人の困難を救ふと言ふ事が主で事業資金の融通の爲と言ふ様な意味は非常に少い。即ちユダヤ人間に於ける金の貸借關係の根本觀念が現代とは頗る相違して居るので又從つて夫に關する諸々の規定も今日とは異なる譯であります。次に質物に關する規定には

申命記二十四章の十から十三に「凡て汝の隣に物を貸與ふる時は汝みづからこれが家にいりてその質物を取るべからず。汝は外に立をり汝が貸たる人その質物を外に持いだして汝に付すべし。その人もし困苦者ならば之が質物を留おきて睡眠に就べからず。かならず日の入る後その質物を之に還すべし。然せばその人おのれの上衣をまとふて睡眠につくことを得て汝を祝せん。是汝の神エホバの前において汝の義となるべし」

出埃及記二十二章の二十六、二十七に「汝若し人の衣服を質にとらば日のいる時ま

でにこれを歸すべし。そはその身を蔽ふ者は是のみにして是はその膚の衣なればなり、彼何の中に寐んや彼われによばはれば我きかん、我は慈悲ある者なればなり」次に利息に関する規定には

出埃及記二十二章の二十五に「汝若し汝と共にある我が民の貧しき者に金を貸す時は金貸の如くなすべからず又これより利息をとるべからず」

申命記二十三章の十九、二十に「汝の兄弟より利息を取るべからず」

とある。その次ぎに

「他所の國の人よりは取るも宜し」

とある。之は同國人と外國人の區別をつけて外國人ならば利息を取つても宜いと言ふ甚だ間違つた様に見えるがそれは先に言つた様に外國人に貸すのは皆商業上の資金としてであるから當然利息を取るのであります。けれ共同國人に貸すのは救濟の爲に貸すのであるから利息を取つてはいけないと言ふのであります。そう言ふ金の貸借等の問題に於ても非常に思ひやりが深い規則が出來てゐるのであります。詰り皆んなが

一緒に生活してゐる以上は互ひに助け合はねばならぬ。互ひに便宜を圖らねばならぬと言ふ考へが大變に強く現はれてゐるのであります。なる程そう言ふ考への起るのは尤もだと思はれるのであります。即ちイスラエル民族はエジプトから去つてモーゼに引率れられて困難しつゝ方々彷徨つて一緒に艱苦をした連中でありますからそこで互ひに助け合ふ。而して足らない處を補ふと言ふ考へが大變に強いのも無理はない事であると思ふ。

今日の吾々と雖も矢張り根本の考へはそふ言ふ處になくてはいけないと思ふ。處が世の中の進歩するに従つて共同生活の範囲が廣くなると共に益々共同生活が密接に行はれるのであります。反て互ひに助け合ふ。互ひに融通し合ふと言ふ事が薄くなつて來たのであります。是は前に述べた如き謬つた私有財産の觀念に基因する處が少くないと思ひます。勿論そう言ふ考への下に法律等が出來てゐるとは言へぬが法律家が實際に之を利用し當嵌める時にそう言ふ考へが根本になり法律が如何にも冷酷な情のないものになつて來たのでありますから、矢張り今日の法律をもつて本當に人間らし

い温いものにする爲には法律の根本に斯う言ふ様な意味の宗教的の考へ或道德的の考へが深く入らねばいけないと思ふのであります。

そう言ふ意味から言つて宗教、道德と言ふものと法律と言ふものが一緒に結びつけられてゐる。ユダヤ人の法律に非常な興味を感じるのであります。そんな様な風で今まで言つた事は之は民法に關する事であつて私は自分の専門からそう言ふ方面に興味をもつてゐるのであります。

然し乍ら舊約全書の中には刑法に關する事柄などにも色々面白い事もありますのみならず刑法と言ふものゝ發達する筋道などは之で能く判るのであります。然しその方面の詳しい事をお話す時間もないから一二丈けを言ひますと、此の刑法の一一番始めの形は先きに言た様な敵討であります。その敵討の最も適切なのは此方に與へられたと同じ損害を向ふに與へる事なであります。之が一番理想的の敵討であります。そう言ふ考へ方、即ち此方に與へられた通りの害を向ふに與へると言ふ考へ方を反坐法と言ひます。この反坐と言ふ考へ方は舊約全書に非常に多く現はれて居つて刑法の發

達史上に於ける一つの宜い材料であります舊約全書の一一番始めの創世紀第九章の六に「凡そ人の血を流す者は人又其血を流さん」と言ふ事があります。

民數紀略三十五章の三十三に「汝等その居る處の地を汚すべからず血は地を汚すなり、地の上に流せる血は之を流せる者の血をもてするに非れば贖ふことを得ざるなり」

それをもつと詳しく細かに言つてゐるのは、出埃及記二十一章の二十三から二十五であつて之は有名な文句であります。若し害ある時は生命にて生命を償なひ此方の眼を潰されたら向ふの眼を潰し、火傷でもさせられたら火傷を與へられた丈けの害を向ふに與へると言ふ意味で其時代の刑法の一般根本の觀念としてそう言ふ様な反坐思想が明白に現はれて居ります。それから一轉して向ふの命を取つたならば此方も命を取られる。此方も取られては堪らぬから向ふが詫まつて何卒許して呉れと言つた場合は害を與へない。之が刑法の罰金民法の損害賠償の形となるのであります。

それから制度が段々變つて罰金制度及び損害賠償制度が出來たので刑法發達の順序等は之に依つて能く判るのであります。それから向ふの刑法發達の状態を考へると連坐と言ふ事がある。假へば佐倉宗五郎が告訴したのは怪しからぬと言ふので佐倉宗五郎を磔刑にする。而してその妻子までも死刑に處すと言ふのは之は連坐であります。之は矢張り今日から見れば甚だ酷い事であります昔に於てはそれも多少の理由があつた。兎角そう言ふ事が行はれるのは連坐制度で舊約全書の中にはそう言ふ思想が現はれて來てゐる。面白い事には舊約全書の始の方には連坐思想が現はれて居て舊約全書の内でも後の方にはその反対の思想が現はれて居る。此の舊約全書全部は勿論一時に出來たものではない。段々出來たもので始めの方の出來た年代と後の方の出來た年代とは大變違ふのであります。その違ひは何年位違ふかと言ふ事はその方の研究家でないと言へませんが、その内容を見ても思想の變遷と言ふ事が判るのであります。連坐に關する考へ方は

出埃及記二十章の五、六に「我エホバ汝の神は嫉む神なれば我を惡む者にむかひて

は父の罪を子にむくひて三四代におよぼし、我を愛しわが誠命を守る者には恩恵をほぞこして千代にいたるなり」

とあります。尙ほ舊約全書の古い時代の方の記録を見れば此連坐の思想が諸所に明白に現はれて居るのであります。然しあごの方の申命記になると全く違つた考へが現はれて來る。

申命記二十四章の十六には「父はその子等の故によりて殺さるべきならず。子等はその父の故によりて殺さるべきならず各人おのれの罪によりて殺さるべきなり」

尙ほ耶利米亞記三十一章の二十九、三十を見ると「その時彼らは父が酸き葡萄を食ひしによりて兒子の歯うくご再びいはざるべし。人はおのく自己の惡によりて死なん凡そ酸き葡萄をくらふ人はその歯うく」とあります。

要するに私が此處に擧げた處は必ずしも適切であるかどうか、それは別としましてまたこれだけでは充分に盡してゐないかも知れませんが、兎に角此の舊約全書と言ふ

一冊の書物は之を一方から見た處では實に有難い宗教上の教典であります。一方から言ひますと、之は事實人生の記録で此の中から昔の生活と言ふものを見出す事が出来るのであります。殊に前述の如き法律的の生活を見出す事が出来るのは吾々法律家に取つては非常に面白い事であります。今まで吾々法律家は主として法律の書物を讀んでゐたのであるけれど、段々今になつて見るとそれは間違ひで法律の根本は矢張り法令全書がら發見し様としてもむつかしい。眞の法律生活は人間の生活の原則及び人間の生活關係を示す記録から見出だされるのであろう。徳川時代の法律として最重要なる徳川百ヶ條の掟したる本當の法律的生活を知らうと思へば徳川時代の文藝も文學ものも見なければならぬ。色々の小説、淨瑠璃、川柳に到るまで之を研究したならば自然徳川時代の本當の法律的生活が現はれて來るのであります。法律を本當に研究しやうと思つたならば法律の書を讀む許りではない。凡ゆる方面的書物も讀まねばならぬ。然し之は法律だけの事ではない。凡ての事柄を研究するに就いて材料と言ふものは意外の處にありますから、その専門の書物を讀んでゐる丈けでは専門の事

柄、それ丈けしか判らず本當の學問の研究は出來ぬのであります。それで書を讀むと言ふ事は、就中専門以外の書物を讀むと言ふ事は只學問を博くする許りでなく結局自分の専門を助ける事になる。そう言ふ譯で書物により自分の研究を尙ほ詳しくし、其上各方面の書物にも充分注意して讀むと言ふ事は非常に大事であります。そう言ふ事の爲に此の圖書館と言ふものは非常に役立つ事であります。私は此の圖書館がまだ開館にならない前に館内を一度拜見に來た事があります。數年経つて參りますと實に完備した立派な圖書館になつてゐるので非常に愉快に思ふたのであります。然しまだぐ、改良發展の餘地は非常に多いのであります。又名古屋には公開の圖書館が二つあるさうであります。まだぐ、それ丈けでは足らぬ事と思ひます。

何うか此の圖書館と言ふ仕事がもつと一般に充分に理解せられて益々盛んに人々が利用し、當面の仕事丈けを研究するばかりではなく、斯う言ふ様な處に來て自分に直接關係のない書物に依つて自分と言ふものを作り、その作り上げた人間に依つて充分仕事をすると言ふ方面が段々盛んになる事を希望致します。

甚だ取り止めもない話をしまして申し譯がないが何時まで繰返して居つても同じ事でありますから又他日の機會があつたら別の方面を申し上げる事として、又尙ほ充分研究しまして之を書物に書いて見たいと思つてゐますから、そう言ふものをお目に掛ける事も出来ると思ひます故、今日は之で此の講演を終りと致します。 (了)

(文責在速記者)

大正十五年四月八日印刷
大正十五年四月十日發行
編輯兼發行者 非賣品
樋口千代松
印 刷 者 木村鈴太郎
名古屋市中區御器所町
字木市二二ノ二
名古屋市東區吳服町
三丁目七番地
市立名古屋圖書館
名古屋市鶴舞公園内

終

